

大牟田市公式ホームページ取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大牟田市公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）に情報を掲載するに当たって留意すべき事項及び公式ホームページの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドメイン名 インターネット上で識別される名前をいう（例：city.omuta.lg.jp）。
- (2) サブドメイン名 ドメイン名の下に付けられる下位のドメイン名をいう（例：welcome.city.omuta.lg.jp）。
- (3) 大牟田市ドメイン名 city.omuta.lg.jp 及び city.omuta.fukuoka.jp をいう。
- (4) コンテンツ 公式ホームページ上で提供する情報、サービス等の総称をいう。
- (5) ウェブアクセシビリティ インターネット技術を用いて制作されたコンテンツで、利用者がアクセスするあらゆる情報やサービスに対するアクセシビリティ（利用のしやすさ）をいう。
- (6) コンテンツ管理システム 電子計算機を利用してコンテンツの作成、更新、承認、保管、保存、掲載、廃棄その他のコンテンツ管理に関する一連の事務処理を行うシステムをいう。

(大牟田市ドメイン名の使用)

第3条 公式ホームページのドメイン名は、原則として大牟田市ドメイン名（サブドメイン名を含む。）を使用するものとする。

- 2 公式ホームページ以外のホームページに、大牟田市が事務局となる法人格のない団体（実行委員会、運営委員会等をいう。）の情報を掲載する場合は、city.omuta.fukuoka.jp のドメイン名（サブドメイン名を含む。）を使用することができるものとする。

(公式ホームページ管理責任者)

第4条 公式ホームページの適正な運用を図るため、公式ホームページ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、企画総務部情報化推進室長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) インターネットにおけるセキュリティ対策に関すること。
 - (2) 公式ホームページの長期的な活用計画及びその調整に関すること。

- (3) 公式ホームページの作成、発信等に係る機器及び通信基盤の整備並びにその安全対策に関すること。
 - (4) 大牟田市ウェブアクセシビリティ指針及びこの要綱の調整に関すること。
 - (5) ウェブアクセシビリティの維持及び向上に係る指導及び助言並びにその教育及び研修に関すること。
 - (6) コンテンツの作成に係る指導及び助言並びにその教育及び研修に関すること。
 - (7) コンテンツの掲載に係る承認に関すること。
 - (8) その他公式ホームページの企画、設計、開発、保守及び運用に関すること。
- 4 前項各号に掲げる事務は、管理責任者があらかじめ指名した者がその職務を代理することができる。

(コンテンツ発信管理者)

第5条 公式ホームページの充実を図り、掲載するコンテンツを適正に管理するため、コンテンツ発信管理者（以下「発信管理者」という。）を置く。

- 2 発信管理者は、コンテンツを掲載する主管課等の長とする。
- 3 発信管理者は、次の各号に掲げる事務を所掌する。
 - (1) 所管する事務事業に関するコンテンツの作成、更新及び削除に関すること。
 - (2) 所管する事務事業に関するコンテンツに対しての市民等からの質問、要望等への対応に関すること。

(発信管理者の責務)

第6条 発信管理者は、市民と行政との協働によるまちづくりの推進のため、所管する事務事業に係るコンテンツの掲載及び双方向の情報交流に積極的に努めなければならない。

- 2 発信管理者は、次の各号に掲げる事項を公式ホームページ上で発信するよう努めなければならない。
 - (1) 所管する事務事業に関する情報及びサービス。
 - (2) 市民の閲覧に供するために作成された各種計画書、パンフレット、広報紙等の情報。
 - (3) 報道機関等を通じて、広く市民等に周知させることを目的として作成した情報。
 - (4) その他、発信管理者が公益上必要と認める情報。
- 3 発信管理者は、掲載したコンテンツについて、常に最新の状態に保つとともに、コンテンツの作成日及び更新日、電話番号、ファックス番号、e-メールアドレス等その情報に関する問い合わせ先を明記しなければならない。
- 4 発信管理者は、公式ホームページを適正に運用するため、法律、条例等のほか、次の各号に掲げる事項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 公序良俗に反する情報及び特定の個人又は法人の名誉をき損する内容の情報を提供してはならない。
 - (2) 大牟田市の許可を得ていない広告、営業に関する情報、その他公共性及び公益性を損なうおそれがある情報を提供してはならない。
 - (3) 著作権の保護に留意し、著作物等をその著作権者の承諾なしに取り扱ってはならない。

(コンテンツの作成等)

第7条 公式ホームページにおいて新たにコンテンツを掲載する場合又は掲載されているコンテンツを更新し、若しくは廃棄する場合は、コンテンツ管理システムを利用して行わなければならない。

2 前項の場合、原則としてコンテンツの掲載又は更新を行う予定日の1週間前までに、所定の承認ルートにより、発信管理者及び管理責任者の承認を得なければならない。ただし、特に緊急性の高いと判断される情報については、別途定められた承認ルートにより即座に掲載又は更新を行うことができる。

3 コンテンツの作成に当たっては、大牟田市ウェブアクセシビリティ指針を遵守し、チェックツールなどの活用により、ウェブアクセシビリティに必要な措置を講じなければならない。

4 発信管理者は、管理責任者からウェブアクセシビリティに係る助言又は指導を受けた場合は、速やかにコンテンツの修正を行わなければならない。

(個人情報掲載の制限)

第8条 個人情報に係る内容の掲載については、大牟田市個人情報保護条例(平成14年条例第22号)の定めるところにより行うものとする。

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、制定の日から施行する。